

市民サービスセンター

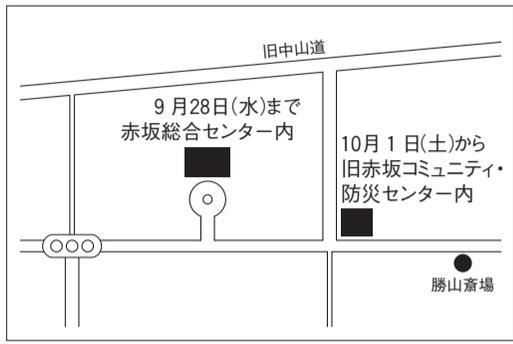
からののお知らせ

【問合せ】
窓口サービス課
(☎47-8759)

赤坂サービスセンターの移転

赤坂総合センターの廃止・解体に伴い、同館内にある赤坂サービスセンターは、10月1日(土)に旧赤坂コミュニティ・防災センター1階(昼飯町113-2)へ移転します。

この移転作業のため、9月29日(木)・30日(金)は臨時休館します。なお、電話番号の変更はありません。



南部および赤坂サービスセンターに休館日を設定

南部サービスセンターと赤坂サービスセンターは、休館日がありませんでしたが、10月1日(土)から右表のとおり休館日を設定します。

サービスセンター名	休館日
南部サービスセンター	毎週火曜日
赤坂サービスセンター	毎週日曜日

ごみの屋外焼却は禁止されています

各家庭で、ごみを屋外焼却することは法律で禁止されています。

屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境衛生課(☎47-8563)へ。



ごみ収集日の変更

《問合せ》クリーンセンター(☎89-4124)

収集日	もえるごみ	もえないごみ ペットボトル	プラスチック製 容器包装	資源ごみ (ビン・カン)
9/19 (月・祝)	収集を行います この日は、振替日(9/22)が祝日のため収集します			—
9/22 (木・祝)	収集を休みます この日が収集日の区域は、9/26(月)に収集します			—

市民環境賞

環境を守り育てる
個人・団体・事業所
を募集しています

市は、自然や環境を守り育てる活動をしている個人や団体などをたたえる「市民環境賞」の対象者を募集します。自薦・他薦は問いません。皆さんのご応募をお待ちしています。



- *対象/①市内在住・在勤の個人 ②市内の事業所 ③市内に活動拠点がある団体・グループ
- *対象となる活動/①自然保護や資源のリサイクル、地域の清掃など地域の環境保全に貢献した活動 ②環境教育や環境学習を推進・実践した活動 など
- *表彰/受賞者には賞状などを贈呈
- *応募方法/10月1日～11月30日(必着)に、環境衛生課などで配布の応募用紙(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課(☎503-8601 丸の内2-29、☎47-8563)へ

上石津郷土資料館運営委員会 市民委員を募集!!

- *応募資格/市内に在住または在勤・在学する20歳以上の人(11月1日現在) ※国・地方公共団体の議員や常勤の公務員は除く
- *活動内容/上石津郷土資料館の運営方針や将来展望などに対する提言(年1回程度・平日の昼間に開催)
- *任期/11月から平成30年10月までの2年間
- *募集人数/1人
- *応募方法/9月30日(消印有効)までに、文化振興課や各地域教育事務所で配布の応募用紙(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、上石津郷土資料館への意見・提案(様式自由、未発表のもので400字程度)を添えて、上石津地域教育事務所(☎503-1622 上石津町上原1380、FAX 45-3080、e-mail:k_kyouikujimusyo@city.ogaki.lg.jp)へ
- *問合せ/上石津地域教育事務所(☎45-2652)へ



審議会のお知らせ

まちづくり市民活動育成支援推進委員会 担当：市民活動推進課(☎47-7169)		
9月22日(木・祝) 10:30～11:00	情報工房2階 会議室4	
・平成28年度市民活動助成事業(追加募集)の審議 ほか		
社会教育委員の会 担当：社会教育スポーツ課(☎47-8039)		
9月27日(火) 10:00～11:30	市役所北庁舎北館1階 教育委員会室	
・大垣市のまちづくりや市民活動について ほか		
多文化共生推進会議 担当：まちづくり推進課(☎47-8546)		
9月27日(火) 13:30～15:00	市役所本庁舎3階 第2委員会室	
・大垣市多文化共生推進計画改定の中案について ほか		
農業ビジョン策定・推進委員会 担当：農林課(☎47-8628)		
9月30日(金) 13:30～15:00	市役所本庁舎2階 第1会議室	
・大垣市農業ビジョンの策定、進捗状況について ほか		

各給付金の申請 期限内に手続きを

「平成28年度臨時福祉給付金」および「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)」の特設会場開設期間は11月2日(水)までです。対象となる可能性がある人には申請書類などを郵送しましたので、手続きをお願いします。

平成28年度 臨時福祉給付金

- ▶対象者/基準日(平成28年1月1日)に大垣市に住民票があり、平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、平成28年度の市民税(均等割)が課税される人に扶養されている人や生活保護制度の被保護者などは対象となりません
- ▶支給額/対象者1人につき、3千円を支給します

年金生活者等支援 臨時福祉給付金

- (障害・遺族基礎年金受給者向け)
- ▶対象者/平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害・遺族基礎年金等を受給している人。ただし、障害・遺族基礎年金受給者であっても、高齢者向け給付金3万円を受給された人は対象となりません
- ▶支給額/対象者1人につき、3万円を支給します



問合せ

臨時福祉給付金専用コールセンター(☎47-7953)
平日の午前8時30分～午後5時15分

申請方法(共通)

①郵送による申請

◆申請書に同封の返信用封筒をご利用ください

②特設会場における申請

- ▶とき/11月2日(水)までの平日 午前8時30分～午後5時15分
- ▶ところ/市役所本庁1階第5会議室
- ◆特設会場開設中は、上石津・墨俣地域事務所、上石津地域の各支所、各市民サービスセンターでも受付可